

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月策定

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			A / B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全体	23人	45歳	256,382円	281,591円		歳	円	
用務員	7人	53歳	261,929円	269,257円	用務員	54歳	227,200円	1.18
その他	16人	42歳	253,956円	286,987円		歳	円	

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

「その他」の職種には、施設管理、道路補修員、看護助手などを含みます。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3か年の平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全体	人	人	人	人	6人	3人	1人	2人	3人	5人	3人	人
用務員									2人	4人	1人	
その他					6人	3人	1人	2人	1人	1人	2人	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

国家公務員の行政職俸給表(二)に準じたものとなっています。

イ 各種手当

主な手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等で、一般職員と同じ手当が支給されています。なお、特殊勤務手当で技能労務職員のみを支給対象としている手当はありませんが、業務内容により環境手当(公害物件の除去作業、犬猫の捕獲並びに浄化槽の点検作業 日額500円)が支給される場合があります。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

技能労務職員の採用については、「定員適正化計画」に基づき、退職者に対しては不補充として、新規の採用は行わないこととしています。

給与面については、国家公務員の行政職俸給表(二)に準じていくことを基本に、県、近隣市の動向等を踏まえるなか、適正化に努めていきます。

3 具体的な取組内容

技能労務職員の定数管理については、事務事業の見直しや民間委託の検討、また、臨時職員の雇用等により、原則退職者に対しては不補充とします。

給与面では、国に準じた給与構造の見直しを実施し、一般職員と同様に人事評価制度の導入を検討するなど、今後も給料表や諸手当について継続的に適正な運用を図っていきます。

4 その他

行財政改革集中改革プラン等に基づき、次のような取組を進めることにより、一般職員も含めた職員数の抑制を図っていきます。

(1) 行政運営体制の見直し

効果的・効率的な行政運営の推進の観点から、事務事業の見直しや組織機構の見直しを行い、新たな行政需要に対しても、安易に増員することなく、職員の応援体制の確立等により対処します。

(2) 民間委託の推進

サービスの維持向上に留意し、行政責任の確保を前提に、アウトソーシングを推進します。

(3) 嘱託・賃金職員の活用

嘱託・賃金職員等の活用により対応できる事務事業については、積極的に活用するとともに、それらの職員を、部内の集中管理方式として、各課で相互に調整し活用できる体制づくりを目指します。